

第 2 期

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

事 業 報 告 計 算 書 類 附 属 明 細 書

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

第 2 期

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

事 業 報 告

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

1. 当社の現況に関する事項

1-1 事業の経過及びその結果

当期における日本経済は、新型コロナウイルスの感染症の流行に対する各種制限が段階的に緩和される中、社会経済活動は正常化に向けた動きが見られましたが、ウクライナ情勢の長期化や世界的な金融引き締め、それらに伴うエネルギー資源、食料の世界的な供給制約と価格上昇が企業活動と国民生活に広く影響を及ぼしました。

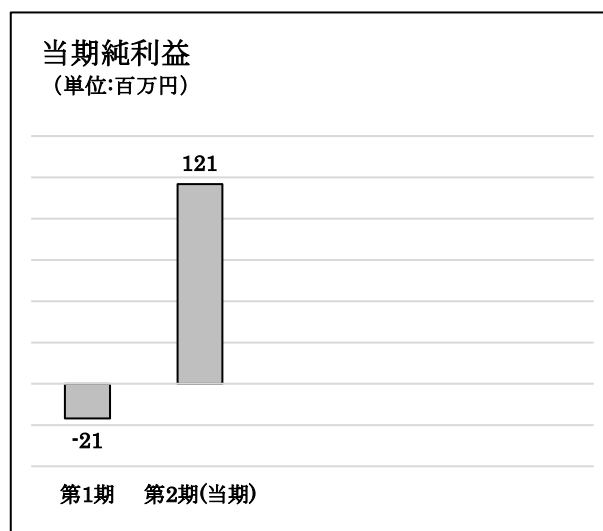
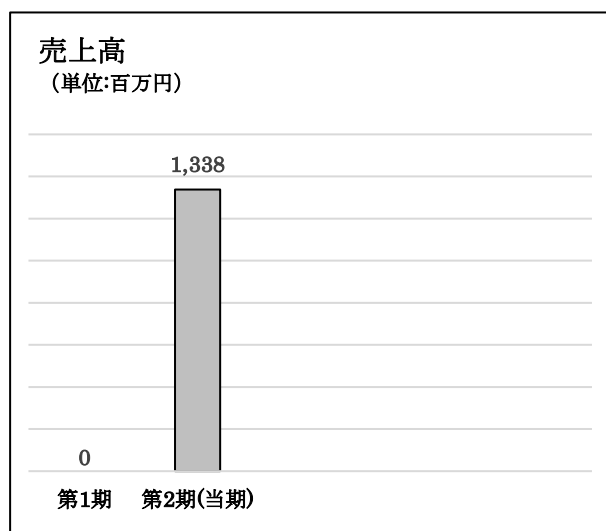
このような状況の中、当社はこれまで大阪市水道局が運営してきた工業用水道事業を引き継ぎ、令和4年4月1日から事業を開始しました。

令和4年度の給水料につきましては、需要家のコロナ禍からの回復による生産量の増加傾向や夏季の気温上昇に伴う使用量の増加が見られ、前年度比5百万円(0.4%)増の1,311百万円となりました。

売上高につきましては、1,338百万円となり、内訳は給水料が1,311百万円、給水工事収益が5百万円、メーター収益が12百万円、その他営業収益が8百万円となりました。

利益につきましては、営業利益が198百万円、経常利益が185百万円、当期純利益が121百万円となり、事業計画値を上回る結果となりました。

1-2 財産及び損益の状況



	第1期	第2期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	-	1,338
当期純利益 (百万円)	△21	121
一株当たり当期純利益 (円)	△105	609
総資産 (百万円)	5,004	6,034

1-3 主要な事業内容

工業用水の供給および経営等に関する業務
浄配水場および配水場の管理運営に関する業務
管路の管理運営に関する業務
お客さまサービスに関する業務
災害及び事故への対応に関する業務 等

1-4 主要な営業所並びに使用人の状況

(1) 主要な営業所

本社：大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

(2) 使用人の状況

使用人数 14名
平均年齢 45.6歳

1-5 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

親会社名	所有株式数	株式数比率
前田建設工業株式会社	142,000株	71%

(2) 親会社等との間の取引に関する事項

親会社等との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会で審議の上決定しており、当社の利益を害することのないよう適切に対応しております。

(3) 子会社の状況

子会社はございません。

1-6 主要な借入先及び借入額

借入金についてはございません。

2. 株式に関する事項

2-1 全株主名

親会社名	所有株式数	株式数比率
前田建設工業株式会社	142,000 株	71%
日本工営株式会社	50,000 株	25%
西日本電信電話株式会社	6,000 株	3%
東芝インフラシステムズ株式会社	2,000 株	1%

2-2 その他株式に関する重要な事項

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 200,000 株
- (3) 当期末の株主数 4 名

3. 会社役員に関する事項

3-1 氏名および役職 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	主な兼職状況
代表取締役社長	後藤 充志	
取締役	東山 基	前田建設工業(株)常務執行役員
取締役	飯田 和輝	
監査役	西口 義郎	

3-2 取締役および監査役ごとの報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	3名	17,040千円
監査役	1名	0千円
計	0名	0千円

- 3-3 当社と当社役員または支配株主との利益が相反する取引
該当ございません。

4. 会計監査人の状況

- (1) 名称
EY新日本有限責任監査法人

以 上

第 2 期

(2022年4月1日 ～ 2023年3月31日)

計 算 書 類

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

貸借対照表

(2023年 3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,153,688	流動負債	1,019,142
現金及び預金	926,366	未払金	755,363
材料貯蔵品	9,484	公共施設等運営権に係る負債	55,000
未収入金	214,303	更新投資に係る負債	61,439
未収入金(消費税)	970	前受金	15,065
仮払金	35	預り金	639
前払費用	2,528	未払法人税等	91,830
		リース債務	948
		管路及び給水施設 修繕引当金	38,856
固定資産	4,856,657	固定負債	4,714,997
有形固定資産	32,280	公共施設等運営権に係る負債	355,766
建物附属設備	17,133	更新投資に係る負債	4,353,280
工具器具備品	9,895	資産除去債務	2,473
一括償却資産	748	リース債務	3,476
リース資産	4,503		
無形固定資産	4,783,490		
公共施設等運営権	417,293		
更新投資資産	4,346,148		
ソフトウェア	20,048	負債合計	5,734,139
投資その他の資産	40,886	(純資産の部)	
敷金保証金	2,916	株主資本	300,807
長期前払費用	206	資本金	100,000
繰延税金資産	37,763	資本剰余金	100,000
繰延資産	24,601	資本準備金	100,000
開業費	24,601	利益剰余金	100,807
		純資産合計	300,807
資産合計	6,034,947	負債及び純資産合計	6,034,947

損 益 計 算 書

〔 自 2022年 4月 1日 〕
〔 至 2023年 3月 31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,338,318
売 上 原 価		920,703
売 上 総 利 益		417,614
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		219,182
営 業 利 益		198,432
営 業 外 収 益		203
雑 収 入	203	
営 業 外 費 用		13,270
支 払 利 息	7,106	
開 業 費 償 却	6,150	
雑 支 出	13	
経 常 利 益		185,365
特 別 利 益		-
特 別 損 失		-
税 引 前 当 期 純 利 益		185,365
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	91,830	
法 人 税 等 調 整 額	-28,460	63,369
当 期 純 利 益		121,995

株主資本等変動計算書

[自 2022年4月1日 至 2023年3月31日]

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本 合計	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	100,000	100,000	100,000	-21,188	-21,188	178,811	-	-	178,811
当期変動額									
新株の発行									-
当期純利益				121,995	121,995	121,995			121,995
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	-	-	-	121,995	121,995	121,995	-	-	121,995
当期末残高	100,000	100,000	100,000	100,807	100,807	300,807	-	-	300,807

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 有形固定資産 | 定額法によっております。 |
| (2) 無形固定資産 | |
| ① 公共施設等運営権 | 事業運営期間である10年の定額法によっております。 |
| ② 公共施設等運営事業の更新投資に係る資産 | 事業運営期間である10年の定額法によっております。 |
| ③ ソフトウェア | 定額法によっております。 |
| (3) リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法によっております。 |

1-2 繰延資産の償却方法

- | | |
|---------|-----------------|
| (1) 開業費 | 5年間で定額償却しております。 |
|---------|-----------------|

1-3 引当金の計上基準

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 管路及び給水施設修繕引当金 | 将来の管路及び給水施設の緊急修繕に備えるため、過去の一定期間における実績に基づく引当額を計上しております。 |
|-------------------|---|

1-4 収益及び費用の計上基準

- | | |
|---------|--|
| (1) 給水料 | 給水料は、お客さまが当社が供給する工業用水を利用した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。 |
|---------|--|

2. 会計方針の変更に関する注記

2-1 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

3-1 有形固定資産の減価償却累計額	5,568千円
--------------------	---------

3-2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債務	356千円

3-3 公共施設等運営権

当社が運営権者となり、実施する公共施設等運営事業は以下のとおりです。

(1) 運営権者が実施する公共施設等運営権の概要

名 称	大阪市工業用水道特定運営事業等
実施契約に定められた運営権対価の支出方法	運営権対価は実施契約に規定する方法に従い、運営期間（10年間）にわたり分割して支払う。
運営権設定期間	2022年4月1日～2032年3月31日
残存する運営権設定期間	2023年4月1日～2032年3月31日

(2) 公共施設等運営権の減価償却の方法 事業運営期間である10年の定額法によっております。

(3) 更新投資に係る事項

① 主な更新投資の内容及び投資を予定している時期

(管路8路線)

主な管路の更新投資工事	予 定 時 期
西淀川区御幣1丁目～柏里3丁目	2028年3月期 ～ 2030年3月期
西淀川区千舟2丁目	2028年3月期 ～ 2029年3月期
西淀川区大野2丁目	2026年3月期 ～ 2027年3月期
此花区梅香3丁目～春日出1丁目	2025年3月期 ～ 2027年3月期
福島区海老江8丁目	2024年3月期 ～ 2026年3月期
福島区海老江6丁目～8丁目	2025年3月期 ～ 2026年3月期
北区中津1丁目～3丁目	2025年3月期 ～ 2028年3月期
東淀川区柴島1丁目	2027年3月期 ～ 2028年3月期

② 運営権者が採用した更新投資に係る資産及び負債の会計処理の方法

更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が管理者等に帰属するものに限る。）に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を見積り、公共施設等運営権取得時に支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債として計上し、同額を資産として計上しております。

③ 更新投資に係る資産の減価償却の方法 事業運営期間である10年の定額法によっております。

4. 損益計算書に関する注記

4-1 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価・販売費及び一般管理費 119,170 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

5-1 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 200,000 株

6. 税効果会計に関する注記

6-1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業の更新投資に係る資産の減価償却限度超過額であります。

7. 金融商品に関する注記

7-1 金融商品の時価等に関する事項

(1) 2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 未収入金	214,303	214,303	0
資産計	214,303	214,303	0
(1) 公共施設等運営権に係る負債（流動負債）	55,000	55,000	0
(2) 公共施設等運営権に係る負債（固定負債）	355,766	384,683	28,916
負債計	410,766	439,683	28,916

(*1) 現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 金融商品の時価の算定

資 産

(1) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 公共施設等運営権に係る負債（流動負債）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 公共施設等運営権に係る負債（固定負債）

公共施設等運営権に係る負債（固定負債）の時価については、支払予定時期に基づき将来キャッシュフローを国債利回りを基礎とした合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. 一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,504 円 03 銭

1株当たり当期純利益 609 円 97 銭

9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	前田建設工業株式会社	28,463,349	被所有 71.0	従業員の出向等	出向者人件費	77,880 (注1)	-	-

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格に基づいて交渉し、決定しています。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記1-4」に記載の通りであります。

(注) 各注記の記載金額はすべて千円未満を切り捨てにより表示しております。

第 2 期

(2022年4月1日 ～ 2023年3月31日)

附 属 明 細 書

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区 分	期首帳簿 価 額	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産							
建物付属設備	8,998	9,164	-	1,029	17,133	1,193	18,327
工具器具備品	1,694	9,866	-	1,665	9,895	1,692	11,588
一括償却資産	1,501	-	-	753	748	1,497	2,232
リース資産	5,688	-	-	1,185	4,503	1,185	5,688
計	17,881	19,030	-	4,632	32,279	5,567	37,834
無形固定資産							
公共施設等運営権	463,659	-	-	46,365	417,294	46,365	463,659
公共施設等運営権事 業の更新投資に係る 資産	4,346,005	-	1,973	-2,116	4,346,148	-2,116	4,349,184
ソフトウェア	10,148	13,997	-	4,096	20,049	4,268	24,317
計	4,819,812	13,997	1,973	48,345	4,783,491	48,517	4,837,160

(注) 1.公共施設等運営権事業の更新投資に係る資産の減少は、将来の管路の更新投資工事予定金額を見直しのうえ
現在価値に割り引いた金額を計上したものです。

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
管路及び給水施設修繕引当金	-	38,856	-	38,856

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	17,040
給 与	141,549
福 利 厚 生 費	7,341
事 務 用 品 費	1,438
交 通 費	3,250
通 信 費	1,947
調 査 研 究 費	883
保 険 料	118
地 代 家 賃	13,226
租 税 公 課	893
広 告 宣 伝 費	2,102
シ ス テ ム 費	3,918
雑 費	3,019
減 価 償 却 費	4,510
そ の 他	17,940
合 計	219,182

2023年5月29日

みおつくし工業用水コンセッション株式会社
代表取締役 後藤 充志 殿

監査役 西口 義郎



監査報告書の提出について

私は、会社法第381条第1項及び436条1項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

監査報告書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し（取締役会の決議があったものとみなされた場合を含む。）、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

監査役 西口義郎



独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鮎谷 健 洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、みおつくし工業用水コンセッション株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上